

平成29年3月28日
自 動 車 局

ご質問いただきました事項については、以下のとおり回答いたします。

〔ご質問①〕

車両修繕費の査定について、宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスの外注修繕が多い実態に即した計算方法となるように検討した結果について、ご教示いただきたい。

〔ご回答①〕

修繕費の査定方法については、自家修繕費及び外注修繕費それぞれの車キロ当たり修繕費を求め、運賃原価算定デフレーターと査定総走行キロを乗じて算出する方法に改めました。

〔ご質問②〕

営業外費用の査定について、宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスが復興特別貸付を受けている実態を考慮すると、どのような計算方法が適当であるか。

〔ご回答②〕

営業外費用の査定については、申請毎に事業者の実態を考慮した計算をするものではないため、これまでと同じ基準で行うことが適当であると考えます。

〔ご質問③〕

宮城交通株式会社は今回の申請理由の一つとして深刻な運転士不足をあげているが、人件費の査定においては、支給延人員及び給与単価を申請より低く査定している。この点について、自動車局としてはどのように考えているのか。

〔ご回答③〕

支給延人員の査定については、平年度実車走行キロを1人1ヶ月実車走行キロで除して算出しており、原価計算期間（平年度）における実車走行キロの

増減に伴う査定という点では適当な方法であると考えます。

また、平均給与月額の査定においても、実績平均給与月額と当該ブロックの標準平均給与月額との和半により算出しており、当該地域の実態を加味した査定であることから適当な方法であると考えます。

〔ご質問④〕

路線バス事業だけでなく路線（高速）バス事業や貸切バス事業も営んでいる事業者で、バス車両や運転者を複数事業に融通している場合、その実態は査定に反映されているのか。

〔ご回答④〕

高速バス事業や貸切バス事業等の上限運賃認可の対象としていない事業については、「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」別紙1の配分基準によって配分した数値で申請されています。